

白潟地区まちづくり推進事業費補助金

修景事業補助制度のお知らせ

(補助金の窓口)

松江市まちづくり部建築審査課景観指導係
市役所新庁舎 3 階南フロア 電話 0 8 5 2 - 5 5 - 5 3 8

修景事業費の補助制度

現在松江市では、白潟地区のまちづくりの一つとして「まちなみ景観の整備」を進めています。

周辺の寺院や神社、小路や町割りなど、歴史的なまちなみと調和した建築物、工作物の修景行為（新築、増築、改築等）を行う際に、補助要件を満たすと補助金交付を受けることができます。

補助金交付の率及び金額

- | | |
|-----------------|-------------------------------|
| ○建築物に係るもの | 補助対象経費の 3 分の 2 以内で上限 2 0 0 万円 |
| ○工作物及び建築設備に係るもの | 補助対象経費の 3 分の 2 以内で上限 1 0 0 万円 |

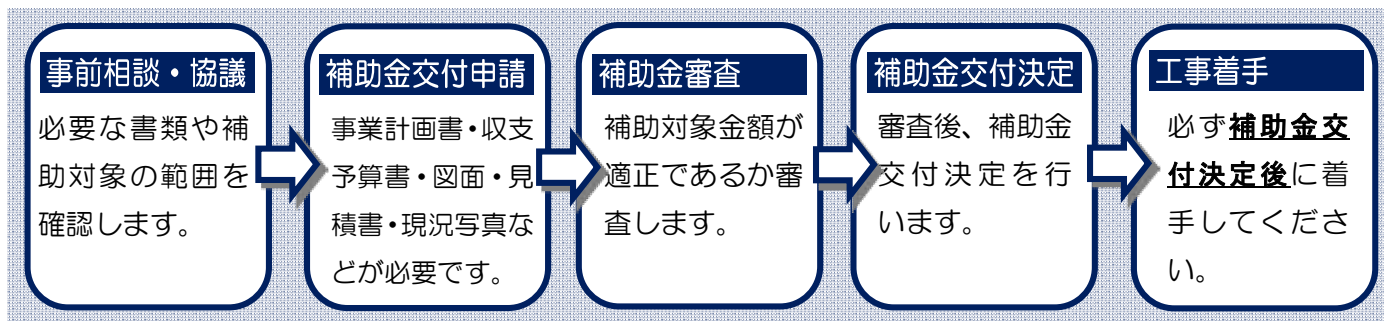
補助金交付の対象となるもの

- 建築物に係る
 - ・黒瓦またはいぶし瓦などの和瓦による屋根葺き。
 - ・白漆喰壁または土壁、板壁などの自然素材を用いた外壁、又は自然素材に準じた色彩の外壁仕上げ。
 - ・格子を用いた木製建具または木目調建具の設置など、歴史的なまちなみに配慮した修景行為。
- 工作物（門、塀、生垣等）および建築設備に係る歴史的なまちなみに配慮した修景行為。

補助金交付の対象区域



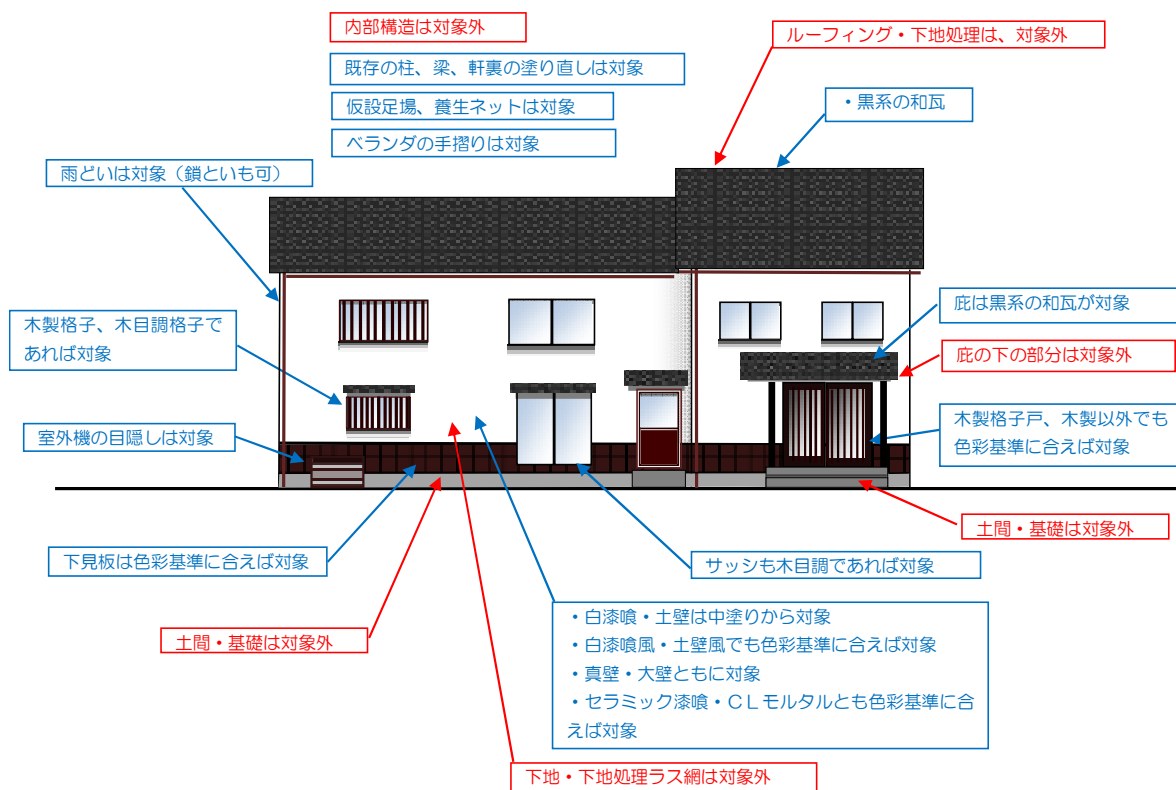
補助金申請の流れ



※まずは一度窓口までご相談ください。

修景事業補助金対象例

【立面図】



【平面図】

